

放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン(第2版・概要)

(H26年4月 岩手県)

1 ガイドラインの位置づけ

市町村における放射性物質汚染廃棄物等の焼却・埋立等を促進するに当たって、当面の基本的考え方を示すもの。

2 現状と課題

■農林業系副産物 県南部を中心に約4万1千トン保管 (H26年1月現在)

種別	保管量
牧草	約12,000トン
稲わら	約400トン
堆肥	約4,100トン
ほだ木	約24,500トン
合計	約41,000トン

【課題】 処理に長期間を要するため対策等が必要

■除染土壌

H25年8月末現在、除染土壌2万立方メートル(学校等75箇所)

H25年度以降は学校以外の公共施設、住宅等を除染対応中

■道路側溝汚泥(除染計画対象区域)

道路側溝汚泥の発生量は、県道での実績等から年間約1,000トン程度と推計
震災後、受け入れ施設がないことから清掃・除去を停止

【課題】 一時保管施設設置に向けた住民理解

3 市町村等の主な対応状況

■農林業系副産物

H24年9月保管中だった24市町村

⇒ 焼却処理済:5、焼却処理中:7

■除染廃棄物

除染実施計画対象地域において、一時保管施設について整備又は検討中

4 処理に向けた基本的な考え方

- (1) 国から詳細な処理方針を示されない場合は、他都県の情報も適宜入手しつつ、現実的な処理を推進
- (2) 既存施設を活用し廃棄物を8,000Bq/kg以下の濃度に抑制して焼却・埋立することを基本とし、市町村の取組を支援するとともに、新たな知見による多様な保管・処理方法も検討
※早期処理に向けた多様な処理方法、乾燥・圧縮処理(ペレット化)等の中長期的保管対策等
- (3) 一時保管施設の設置支援など地域ニーズに応じた処理を支援
※国への要望継続、国庫補助対象外の一時保管施設への支援等
- (4) 県の「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」による市町村と一体となった県民への丁寧な説明、技術支援の実施。特に多量に廃棄物等を有する市町村等への重点支援

5 市町村等における処理等の指針

(1) 農林業系副産物

牧草、稲わら、
堆肥、ほだ木

ア 対象地域 県内全域

イ 処理方法

- ①農家・牧草地⇒②保管施設(一時保管、ペレット化等)⇒③前処理施設(裁断等)
- ⇒④一般廃棄物焼却施設(生活系廃棄物と混焼し、焼却灰を8,000Bq/kg以下に管理)
- ⇒⑤一般廃棄物最終処分場(最終処分)

(2) 除染土壌

除染土壌

ア 対象地域 除染実施区域等

イ 処理方法

- ①除染対象施設等⇒②土壌除去⇒③保管⇒安全性を確認し再生利用等

(3) 除染廃棄物

道路側溝汚泥

ア 対象地域 除染実施区域等

イ モニタリング・調査 個別調査のほか、道路走行サーベイなどの実施

ウ 処理方法

- ①道路側溝(除染上又は施設管理上最小限の汚泥を除去)
- ⇒②保管施設(地域内に一時保管場所を確保、対応可能な地域から)
- ⇒③最終処分
(一般廃棄物処分場や管理型産業廃棄物最終処分場、再生利用等)

道路路面草木、
河川敷草木等

ア 対象地域 除染実施区域等

イ モニタリング・調査 道路走行サーベイ、河川公共水域放射性物質モニタリング等の実施

ウ 処理方法

- ・市町村、民間処理業者等の処理施設において処理
- ・外部有識者による検討委員会の提言を踏まえ、野外焼却の自粛要請は継続しないこととした。(H26年3月)
- ・これらが難しい場合は、当面、刈り倒しの後、飛散流出防止措置を行い後現場存置とする。

6 市町村等への県の支援

(1) 技術支援:支援チームによる対応、技術的支援等

(2) 財政支援:一時保管施設整備支援継続等

(3) 国への継続的要望:制度面、財政面で要望を継続

7 変化に応じたガイドラインの見直し

今後の状況の変化(新たな知見、技術開発など) ⇒ 処理の迅速化・効率化